

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)により自立訓練とみなされる通いサービス(以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」という。)」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス等基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス等基準条例」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第三百三十七

条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三百三十八条」を「―第三百三十八条」に、「・第四百六十六条」を「―第四百六十六条」に改める。

第八十六条第一号中「通いサービス、」の下に「第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）により自立訓練とみなされる通いサービス（以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」という。）」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の下に「第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百十五條の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第九十九条第一号中「通いサービス、」の下に「第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中

「第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスの利用定員」を「通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）」に改める。

第三百三十七条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第三百三十七条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により、自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条に掲げる基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百四十五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数並びに第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第四百四十五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスの利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを

受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第四百四十五条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により、自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条に掲げる基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス若しくは第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス若しくは第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）は、

登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に依じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数並びに第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス若しくは第三百三十七条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスの利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。